

ふくしまぐらし推進会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「ふくしまぐらし推進会議」という。

(目的)

第2条 県外からの移住・定住を促進し、人口減少が進む地域コミュニティの担い手の確保や地域経済の活性化等に寄与することを目的として、各団体が連携して県内外への情報発信や関係人口の創出・拡大、地域の受入体制の整備に取り組むために必要な情報共有等を実施する。

(組織)

第3条 本会は、福島県内で移住・定住の促進に関心を持つ団体等の参加をもって組織する。

2 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) 移住・定住の促進に係る各種情報・ノウハウの共有
- (2) 会員と県外の個人・企業との交流の促進
- (3) その他、福島県内における移住・定住の促進のために必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務局は、福島県ふくしまぐらし推進課に置き、本会の事業実施・運営に関する企画・立案等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。